

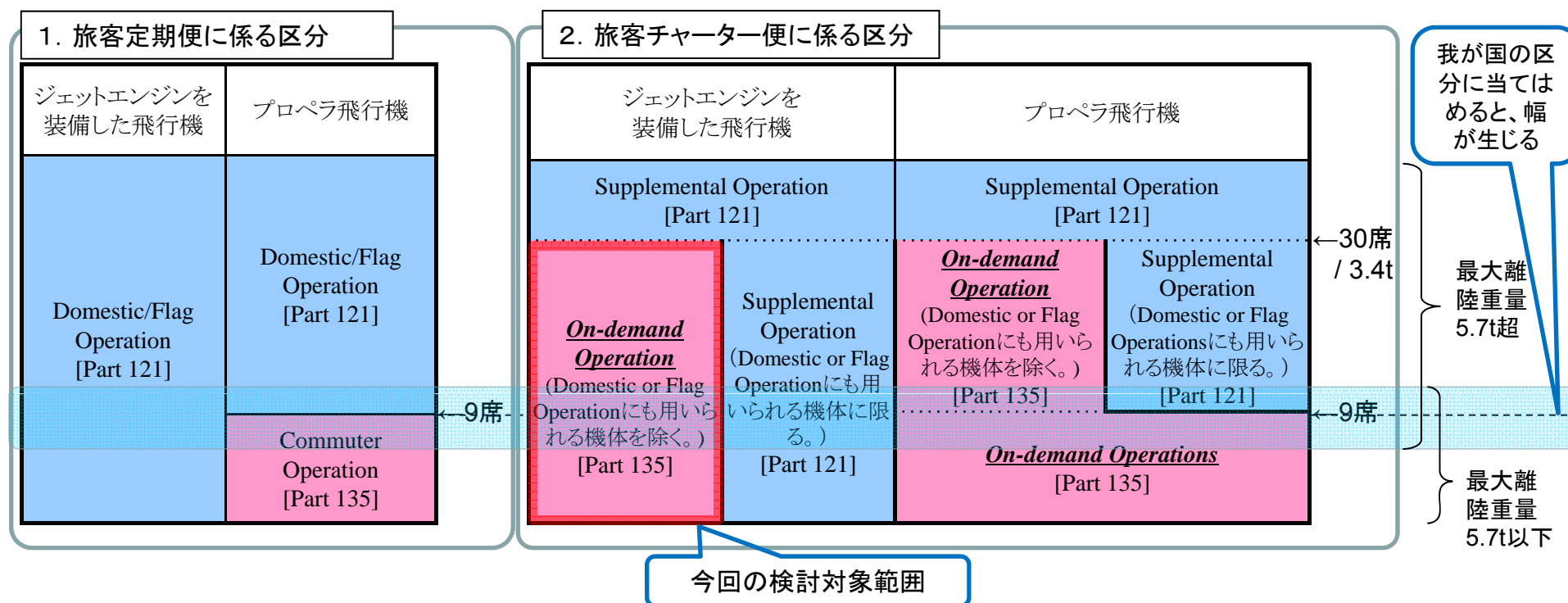
米国連邦航空規則 (FAR) Part 135の概要

旅客運航(飛行機に限る)では、以下の運航にFAR 135は適用される。

- Commuter Operation 小型のプロペラ飛行機 (客席数が9席以下且つペイロードが7,500lbs以下) による定期便の運航
- On-demand Operation 小型飛行機 (客席数が30席以下且つペイロードが7,500lbs以下) によるチャーター運航※

※ ここでチャーター運航は、Non-Scheduled Operationsのうち、「出発時間、出発地及び到着地について、顧客またはその代理人との明確な交渉により行う旅客運送」である。(FAA Order 8900.1 VOLUME 2, Chapter 2, Section 2)

※ 我が国では、定期以外の運航について、特定の二地点間において一定以上の頻度の往復運航を継続する場合、追加の基準が適用される。



【参考】Part121が適用される運航

- Domestic Operation: ジェット機又は大型のプロペラ機による米国内の2地点間の定期便の運航
- Flag Operation: ジェット機又は大型のプロペラ機による米国内の地点及び米国外の地点間の輸送並びに米国外の2地点間の定期便の運航
- Supplemental Operation: 大型飛行機 (客席数が30席を超える又はペイロードが7,500lbsを超える飛行機) 又は定期便にも用いられる飛行機によるチャーター運航